

## 「宅地建物取引士資格対策講座」制度改正情報

宅地建物取引士資格試験は、当年4月1日施行の法令に基づいて、出題されます。  
以下は令和2年度版の冊子テキスト発行後に改正された内容等です。学習を進める際に、参考にしてください。

### 学習テキスト3 [法令上の制限・税・その他]

#### 9章 建築基準法の目的・用途制限

##### 〔2〕主な単体規定

##### 防火壁（P30）

###### <改正前>

延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1000㎡以内としなければならない。

ただし、耐火建築物または準耐火建築物については、この限りではない。

###### <改正後>

延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、防火上有効な構造の防火壁**または防火床**によって有効に区画し、かつ、各区画の床面積の合計をそれぞれ1000㎡以内としなければならない。

ただし、耐火建築物または準耐火建築物については、この限りではない。

##### 長屋の各戸の界壁（P32）

###### <改正前>

長屋の各戸の界壁は、小屋裏または天井裏に達するものとしなければならない。

###### <改正後>

長屋の各戸の界壁は、小屋裏または天井裏に達するものとしなければならない。

**なお、長屋または共同住宅の天井の構造を、遮音性能に関して一定の技術的基準に適合するもので国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの等とする場合は、界壁を小屋裏または天井裏に到達していなくともよい。**

#### 第3章 所得税

##### 〔6〕住宅借入金等を有する場合の特別控除（住宅ローン控除）（P97）

##### 主な適用要件

###### <改正前>

4) 入居した年以前3年間に、居住用財産の3,000万円特別控除、軽減税率の特例、および買換え特例の適用を受けていないこと

###### <改正後>

4) **適用を受ける年度および前後2年に、**居住用財産の3,000万円特別控除、軽減税率の特例、および買換え特例の適用を受けていないこと